

ソフトウェア保守購買条件

第1条 (総則)

1. 甲は、注文書記載の保守(以下「保守」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。保守の対価は注文書記載のとおりとする。
2. 乙が注文書に対する請書を発行することにより契約が成立する。

第2条 (仕様変更)

1. 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知して、保守の仕様等を変更することができる。
2. 前項の場合において、契約金額又は納入期日を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

第3条 (検査及び引渡し)

1. 乙は、保守終了後、甲に対して業務完了通知を行い、甲は速やかに検査を行ない、可否を乙に通知する。
2. 前項の検査に不合格の場合には、速やかに乙の費用および危険負担において返却するものとし、甲の指示に従い、直ちにこれを修補し、甲の再検査を受ける。”

第4条 (所有権の移転)

サービス成果物が存在する場合、成果物の所有権は、検査終了のときに乙から甲に移転する。

第5条 (危険負担)

甲がサービス結果を受領する前に生じた滅失、毀損、変質その他の危険は、乙が負担する。

第6条 (知的財産権)

乙が本契約の履行にあたり新規に著作物を創作した場合、著作物の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、第3条第1項に定める合格をもって甲に譲渡されるものとする。ただし、本契約の履行にあたり乙が既存で保有する著作物を甲に提供する場合、既存の著作物の権利は乙に留保され、甲は乙が定める条件に基づき使用する権利を得る。なお、譲渡対価及び使用対価は契約金額に含まれるものとする。

第7条 (保証)

1. 甲は、第3条の検査終了の日から起算して1年間、契約不適合が発見されたときは、乙に対してその契約不適合の修補ないしは代替品の納入を請求し、又は修補ないしは代替品の納入と共に損害賠償を請求することができる。
2. 乙は、保守の履行結果について第三者に属する知的財産権を侵害していないことを保証するものとする。甲又は甲顧客が知的財産権を侵害したとして第三者からクレームを受けた場合乙は自らの責任で甲及び甲顧客を免責せしめ、且つ、乙は履行結果について甲又は甲顧客が使用を継続できるよう第三者から権利を買取る又は使用許諾を受けるものとする。第三者からのクレームまたは履行結果が使用できなくなったことにより甲又は甲顧客に損害が生じた場合、甲は乙に対し損害賠償を請求することができる。

第8条 (契約金の支払い)

1. 甲は、保守サービス開始日月末締め翌月末日まで(以下「支払約定日」という。)に保守料金及び消費税を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、乙が下請代金支払遅延等防止法第2条第8項に定める下請け事業者に該当する場合、保守サービス開始日の翌月末日に振り込むものとする。
2. 甲の帰すべき事由により保守料金の全部又は一部を前項の支払約定日までに支払うことができない場合、乙は、甲に対し、支払約定日の翌日より支払いの日までの日数に応じ、保守料金のうち、支払いが行われていない料金に対し年利3%(甲乙間における本契約が下請法における下請取引となる場合、支払約定日の翌日より支払いの日まで年利14.6%)を乗じて計算した金額を遅延損害金として請求することができる。遅延損害金に1円未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てるものとする。

第9条 (梱包・運送費用及び保険料)

乙は、別段合意のない限り、梱包、運送費用及び保険料を負担する。

第10条 (機密保持)

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、(1)機密と明記のうえ開示した情報、(2)口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報、及び(3)営業秘密(不正競

争防止法第2条第6項の定義するもの)を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとする。

2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社又は「関連会社」の従業員以外には、開示又は使用させないものとする。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されない。
 - 1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - 2) 独自に開発した情報
 - 3) 第三者から正当に入手した情報
 - 4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したとき又は開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還又は破棄するものとする。”
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいう。
 - 1) 甲又は乙の議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している法人その他の団体
 - 2) 前号所定の団体が、議決権付株式又は証券の半数以上を直接又は間接に所有又は支配している団体

第11条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、なんらの通知、催告を要せず即時に本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 1) 正当な理由によらないで本契約の全部もしくは一部を履行しないとき
 - 2) 乙の責に帰すべき事由により、納入期日までに契約を履行する見込みがないと認められるとき
 - 3) 乙の資産、信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれが認められるとき
2. 甲は、1か月前までに乙に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合、乙は、残期間分の保守料金について、甲に返金するものとする。ただし、表記に「返金なし」と記載された場合はこの限りではない。

第12条 (損害賠償)

1. 乙は、前条のいずれかに該当したこと、もしくは本契約に基づく債務を履行しないことにより甲に損害を与えた場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲に生じた損害を賠償する。
2. 乙は物品又は履行結果の欠陥から甲に生じた生命、身体または有体物の損害に対する賠償責任を負うものとする。

第13条 (権利義務の譲渡の制限)

乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利・義務を第三者に譲渡してならない。

第14条 (管轄裁判所)

本契約に関する訴訟については東京地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

第15条 (協議)

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則にもとづき協議し、円満にその解決にあたる。

第16条 (その他)

1. 本契約が解約または終了した場合であっても、第7条(保証)、第12条(損害賠償)、第13条(権利義務の譲渡の制限)、第14条(管轄裁判所)は有効に存続するものとする。
2. 乙は、本契約の一部または全部を甲の書面による事前同意を得た上で、第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、当該第三者との契約において、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を第三者に負わせるとともに第三者の行為につき甲に対し、直接責任を負う者とする。
3. 本契約の解釈は、日本国法に準拠する。

(2020.04.01) B03-01-6